

特定健康診査・特定保健指導の 満たすべき要件について

特定健康診査・特定保健指導の満たすべき要件(案)

○ 健康診査の導入前にすべての要件を満たすことが望ましい

1 健康事象	
(1)	対象とする健康事象が公衆衛生上重要な健康課題であること。
(2)	対象とする健康事象の自然史が理解されていること。その健康事象が発生する危険性が高い期間が存在し、検出可能な危険因子とその指標があること。
(3)	対象とする健康事象もしくは検出可能な危険因子に対して適切な検査や診断法、科学的知見に基づいた効果的な治療・介入手段があること。早期に治療・介入する方がより良い予後をもたらすことを示すエビデンスがあること。
2 検査	
(4)	目的と対象集団が明確であり、公衆に受け入れられる検査であること。
(5)	検査が簡便・安全で精度や有効性が明らかで、適切なカットオフの基準が合意されており、検査を実施可能な体制が整備されていること。
3 事後措置(治療・介入)	
(6)	精密検査、事後措置の対象者選定や方法について科学的知見に基づく政策的合意があること。
(7)	事後措置を実施可能な保健医療体制が整備されていること。
4 健診・検診プログラム(教育、検査、診断、事後措置、プログラム管理を含む)	
(8)	健診・検診プログラムは教育、検査、診断、事後措置、プログラム管理を包括し、臨床的、社会的、倫理的に許容されるものであり、健康事象を管理するうえで健康診査として実施することが適当であること。
(9)	健診・検診プログラムは危険性を最小限にするための質の保証がなされており、起こりうる身体的・精神的不利益よりも利益が上回ること。
(10)	健診・検診プログラムの適切な運用・モニタリングや精度管理を実施する体制があること。
(11)	健診・検診プログラムは対象集団全員に対する公平性とアクセスが保証され、継続して実施可能な人材・組織体制が確保されていること。
(12)	健診・検診プログラムは検査結果や事後措置に関する科学的根拠に基づく情報を提供し、情報を得たうえでの自己選択や自律性への配慮がされていること。
(13)	健診・検診プログラムによる対象とする健康事象に関する死亡率/有病率の減少効果に関して質の高い科学的エビデンスがあり、健診・検診プログラムに要する費用が妥当であること。
(14)	健診・検診間隔の短縮、検査感度の増加を望む公共の圧力に対し科学的根拠に基づく決定を行うこと。

**特定健康診査・特定保健指導の満たすべき要件
対象とする健康事象について(案)**

○対象とする健康事象:

対象とする健康事象	
(1)公衆衛生上の重要性	
(1)疾病頻度	
(2)検出可能な危険因子	
(2)自然史	
(3)適切な検査法	
(3)効果的な介入手段	

**特定健康診査・特定保健指導の満たすべき要件
検査・事後措置について(案)**

○検査:

検査	
(4)目的	
(4)対象集団	
(5)簡便性・安全性	
(5)精度/有効性	
(5)カットオフ	
(5)実施体制	

○事後措置(治療・介入):

事後措置(治療・介入)	
(6)対象者	
(6)方法	
(7)保健医療体制	